

処置



アイネット・システムズ株式会社

【処置料：算定しくみ】

処置料（実施料） + 加算点数（時間） + 処置医療機器等加算
+ 薬剤料
+ 特定保険医療材料料

【処置料の種類】

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 一般処置 | (6) 眼科処置 |
| (2) 救急処置 | (7) 耳鼻咽喉科処置 |
| (3) 皮膚科処置 | (8) 整形外科的処置 |
| (4) 泌尿器科処置 | (9) 栄養処置 |
| (5) 産婦人科処置 | (10) ギプス |

【処置医療機器等加算】

- 腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）

170点

- 酸素加算

①告示単価（円） + 使用量（リットル） × 補正率（1.3） = 酸素の価格 → 端数は四捨五入

② 酸素の価格 ÷ 10 = 点 → 端数は四捨五入

【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

処置で使用した薬剤は15円以下である場合は算定できません。

15円を超えた場合、薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際 **五捨五超入** を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・小数点以下が0.5以下 → 切捨て
- ・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

【特定保険医療材料料の算定方法（四捨五入）】

厚生労働大臣が定めたものに限られ、価格が定められています。

「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際 **四捨五入** を使います。

【処置料：通則】 ※再診時に処置料がある場合は、**外来管理加算**は算定不可

通則 1：処置に当たって通常使用される包帯、ガーゼ等衛生材料等は所定点数に含まれており別に算定できません

通則 3：診察料に含まれ算定できない処置 **※薬剤料**は算定可

浣腸、注腸、吸入、100cm²未満の第1度熱傷処置、100cm²未満の皮膚科軟膏処置、洗眼、点眼、点耳、簡単な耳垢栓塞除去、鼻洗浄、狭い範囲の湿布処置

通則 5：時間に対する加算

所定点数が150点以上の処置の休日・時間外・深夜加算など

休日 2	80 / 100 加算
時間外 2	40 / 100 加算
深夜 2	80 / 100 加算
時間外特例加算 (届)	40 / 100 加算

【処置料：通則】

通則 6：対称器官の処置 ※**両側の器官**の処置料の点数

	算定方法		
処置名称	両	× 1	耳処置 25点×1
処置名称 (片側)	右	× 1、左 × 1	鼓室処置 (片側) 右 55点×1 左 55点×1

【処置料】

切創、刺創
咬創、擦過傷等 電撃傷、薬傷、凍傷

湿疹、皮膚炎、
掻痒症、角化症、疱疹等

包帯等で被覆すべき創傷面の広さ又は軟膏塗布を行うべき広さの合計	創傷処置	熱傷処置 (注1)	重度褥瘡処置 (注1)	皮膚科軟膏処置
1. 100cm ² 未満	52点	135点	90点	—
2. 100～500cm ² 未満	60点	147点	98点	55点
3. 500～3000cm ² 未満	90点	270点	150点	85点
4. 3000～6000cm ² 未満	160点	504点(注2)	280点	155点
5. 6000cm ² 以上	275点(注2)	1500点 (注2)	500点	270点

注1：初回処置日から2月間算定。その後は創傷処置にて算定。

レセプトに**初回算定日**の記載が必要

注2：6歳未満は乳幼児加算55点を算定。

ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ株式会社